

プールろ過装置等の保守点検業務仕様書

【本契約抜粋】

- 第2 この契約による濾過装置等の台数及び場所は、別表のとおりとする。
- 第3 この契約による委託期間は、6月1日から10月31日までとする。
- 第5 受託者は別添保守点検仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。
- 2 委託業務の処理に使用する補給品は受託者の負担とする。ただし、修理については、市の負担とする。

別表

プール名	濾過装置等の台数
侍浜地区プール	1台（砂式）
小久慈地区プール	1台（砂式）
大川目地区プール	1台（砂式）
宇部地区プール	1台（砂式）
合 計	4台（砂式）

【仕様書】

- 保守点検内容
この契約で保守点検とは、濾過装置等の点検、注油、不良箇所の発見、操作方法の指導等並びに給排水管及び濾過装置の水抜等越冬対策の指導等。
- 保守点検方法
受託者は、年2回、市の指定する日に受託者の指定する技術職員を派遣し、保守点検を行う。
- 点検表の提出
受託者は、保守点検を行ったときは、直ちに点検表を作成して市に提出し、その確認を受けるものとする。